

## 統一経済と社会保障

大西健夫

### I 分割から統一までのドイツ経済

#### 1. 二つのドイツ国家

第2次世界大戦は、1945年5月のドイツ無条件降伏で終わる。ドイツの無条件降伏を要求したのは1943年1月14日から25日の米英両首脳ルーズベルトとチャーチルによるカサブランカ会談であり、占領後のドイツ分割統治を定めたのは同年11月28日から12月1日にかけてテヘランで開催されたルーズベルト、チャーチル、スターリンの会談であった。フランスが占領国管理体制に参加するのは、これに遅れて1945年5月1日であった。

この時点での戦勝4カ国は、ドイツの分割管理に合意しているだけであり、分裂国家構想はなかった。戦後ドイツは、全国、それに首都ベルリンがそれぞれ4管理地区に分けられ、軍政部の直接管理下に置かれた。直接管理するにあたっての行政単位として用いられたのが戦前の州であり、46年から47年にかけて州が復活し、州憲法が定められ、州政府が形成されていく。これらの州がそのまま存続して、連邦共和国を形成したのが旧西ドイツであり、中央集権化の進行とともに州の独立権が消滅して、単なる行政機構として15の県を作るのが旧東ドイツである。

2つの国家体制が決定的になるのは、米ソ冷戦構造の顕在化とインフレ対策をも含めた戦後経済復興政策との関連においてである。47年6月にソ連管理地区で、中央統制計画経渓を目指した経済管理を導入する。西側3管理地区では、市場経済を原則として経済復興を図るが、マーシャルプランに基づく援助を受け入れる体制作りのためにも通貨改革が必要となる。戦時経済時代の通貨量の過剰供給を実態経済に合わせて調整せねばならなかったのである、通貨改革はインフレに対する単なるデミノではなかった。ソ連がソ連管理地区でのマーシャルプラン援助を拒否したので、通貨改革は西側3管理地区のみを対象に実施され、新通貨としてDM（ドイツマルク）が西側管理地区に48年6月20日導入されると、ソ連管理地区でもこれに対抗して6月28日通貨改革がなされ、これをM（マルク）と呼んだ。ドイツに相互の交換性のない2つの通貨が生まれたのである、これは2つの経済圏の成立を意味した。

2つの経済圏を前提として、翌49年5月23日西側での「ボン基本法」と、10月7日の東側での「人民共和国憲法」が制定され、ドイツ連邦共和国（旧西ドイツ）とドイツ民主共和国（旧東ドイツ）の2つの国家が生まれる。1990年の再統一が、10月3日の国家統合条約に先立ち通貨統合が7月1日になされたことを考えると、

ドイツ分割は通貨に始まり、通貨で終わったといえるのである<sup>1)</sup>。

2つのドイツ国家は、これ以後異なった國家・経済体制のもとで、社会保障制度とその給付内容を充実していくことになるが、体制の相違による制度保障の形態及び重点の相違が必然的に生まれてくる。特に、東の中央統制計画経済体制においては、原則として失業は存在しないことになっているので、失業保険の制度がないし、不労所得者は存在しないとする原則から、西での生活保護にあたる社会扶助の持つ意味は小さく、常に全国で1万人台であった。

異なった社会政策の結果は、人口動態によく現れている。両ドイツとも工業化社会の特徴として、60年中葉以来出生率の減少を見せるが、東では母性給付、出産休暇、新婚家庭への貸付制度などを充実することによって、1979年以来人口の自然増を実現している。1988年の年齢別人口構成でみると、15歳以下人口比率が西で14.6%であるのに対して、東では19.5%であり、65歳以上人口でも15.3%と13.3%となっている。

両ドイツの比較でいえば、旧西ドイツの社会保障制度が社会保険、地方自治体、中央政府と財政の管理、給付主体において多元的であるのに対し、旧東ドイツでは中央統制経済体制に対応してほぼ一元的であることが指摘できよう。

旧東ドイツでの社会保険制度が統一されるのは1951年であり、1956年には労働組合の統合団体である自由ドイツ労働総同盟の管轄下に置かれている。ここには人口の90%が含まれており、残りの10%には農業共同組合員、個人経営者、自由業者を対象とした国家保険がある。保険拠出金は収入の10%であり、収入が一定額を超えた場合、任意補足保険に加入することも可能であった。

## 2. 二つの経済体制

旧西ドイツでの経済体制は、市場経済を原則としてこれに社会正義理念を加味した社会的市場経済であり、旧東ドイツの経済体制は社会主義計画統制経済であった。旧東ドイツでは、計画経済の前提条件として所有の社会化が進められ、80年代中葉には就業人口の80.3%が国有企业、14.5%が農業を中心とする共同組合、0.6%が半官半民企業に属し、民間企業の就業者は4.6%にすぎない。

2つのドイツ経済の発展を成長率でみると、トレンドとして西の成長率のほうが高いが、同時に景気変動の波も大きい。旧東ドイツの成長率の波は比較的安定しているものの、80年代後半に入ると、下方傾向が顕著となる。2つのドイツ経済の相違はむしろ、その構造にあり、表にみるように東の製造業偏重が眼につく。これは東の経済政策が基幹産業中心であり、ソ連・東欧諸国に共通した現象である80年代の構造転換が遅れたことを示している。

経済運営が計画経済の下で統制されていたので、労働力の利用も計画的に配分されていた。このため就業人口比率が高く、西の48.1%に対し51.5%となっている。これは女性の就業比率の高さを示している。これはまた、公営の保育所や全日制幼稚園の充実に現われている。

表1 両ドイツの産業構造

	1950		1970		1990年	
	西	東	西	東	西	東
第一次産業	25	28	9	13	5	11
第二次産業	43	45	49	49	40	47
第三次産業	33	28	43	38	55	42

出典：G. アンブロジウス「両独経済統合」、大西編  
「リブリムンディ・シリーズ、ドイツの経済」、早大出版部、1991。

以下においては、旧西ドイツ政府が発行した両ドイツ比較表に基づいて、それぞれの生活水準をみてみよう<sup>2)</sup>。対象となっている年次は80年代中葉のものであるが、80年代後半は大きな経済的変動もなく、物価も安定した時期であることから、両者の比較は80年代を通じてのものと判断してもよいと思われる。

名目所得を月収で比較すると、西で3,419マルク、東で1,570マルクとなっており、約100:46となる。しかし、東での生活必需品価格は、統制価格として低く抑えられているので、実質購買力比較では100:53であるとされている。東は西の約2分の1の実質所得水準にあるとしてよいであろう。

食料品価格を比較すると明白であり、ライ麦製の黒パン1kgは西で3マルク、東で0.52マルクであるが、小麦の白パンは1.43マルクと1.40マルクと差がほとんどない。馬鈴薯5kgの値段は、西で5.04マルクであるのに対し、東では0.85マルクである。これに対して、豚肉1kgは西で12.2マルク、東で8マルクであるが、ビール0.5リッターは西で0.91マルク、東で1.28マルクと逆転し、東欧圏の国々で生産されない贅沢品、例えばコーヒー豆250gは、西で5.35マルク、東で22.5マルクとなっている。

公共財およびサービス価格は東で低く、市電や市バスが東で0.2マルク、西で1.84マルクである。封書の郵便料金は、東で0.2マルク、西で0.8マルクとなっていた。理髪料は、東で1.8マルク、西で10.5マルクである。東では、製造業中心の価格体系であり、サービス業は付帯的経済活動とみなされるので、このような価格となるのであるが、これらの業種に従事する人々には原価と収益とに関係なく給与が保障されている。

価格関係が完全に逆転しているのは、耐久消費財である。冷蔵庫は西で540マルクであるのに、東では1,525マルクであるし、自動洗濯機は西で900マルク、東で2,750マルクとなる。乗用車価格の差はもっと大きく、2,000cc以下のもので東で19,800マルクするが、西では8,200マルクである。

基幹産業充実を優先した経済政策の結果、民間住宅の整備が遅れた東では、住宅の質と設備が劣るもの、統制家賃は低い。独身者ないし夫婦用の2部屋アパートの平均家賃は、西で366マルクであったのに対し、東では75マルクである。

給与と価格の体系がこのように大きく異なるものの、両ドイツが分割されてからまだ半世紀も経ておらず、1つの国民として生活習慣の差を生み出すほどにいたっていないが、異なった価格体系に基づく消費選好の相違は、ある程度見て取ることができる。西と東の国民一人当たり平均消費量を比較すると、ビールは148.1リッターと147.0リッター、煙草は1,829本と1,788本であるが、ワインやシャンパンとなると24.8リッターと9.7リッターとなる。肉は88.4kgと91.0kg、パン用穀物は63.0kgと91.2kgであるが、コーヒーは5.9kgと3.2kgであるし、果物は127.1kgと70.2kgである。

生活習慣に最も大きな差異をもたらしたものとして、余暇の過ごし方、特に旅行がある。旅行者に対して国境が封鎖されていたこと、東のマルクが西側諸国の通貨と交換性がなく、外貨事情も悪いことから、外国旅行は東欧に限られ、61%がチェコ、16%がソ連、10%がポーランドであった。これに対して西のマルクは対外通貨として強く、旅行者は西側諸国に広く分散している。また、余暇としてのスポーツは東で奨励

されており、青少年のスポーツ団体とその施設が整備されており、指導者の数も多く、組織化されている。

### 3. 両ドイツの社会保障給付比較

社会保障概念とその社会政策における位置づけと範囲は、国によって異なるし、ましてや社会体制の違いによってさらに相違する。前節同様、ここでも旧西ドイツ連邦政府作成の80年代中葉の東西比較表を用いて、社会保障給付の相違を概観しておくこととする<sup>3)</sup>。

**疾病保障** 通常の健康保険付については、両ドイツとも大きな差はないので、疾病の場合の所得保障を比較してみることとする。6週間までは西で100%全額保障を基準として、労働協約により企業保障等が加わる。東では純所得の90%保障である。7週間をすぎると78週間まで西では協約給与の80%としているが、東では総給与が一定水準を越えているかいなかをまず基準として、扶養児童の数で純所得の50%から90%となる。

**老齢保障** 年金年齢は、西では男女一律に65歳であるが、早期退職制度があり、使用者との合意が得られれば、58歳から年金受給が可能である。これに対して、東では男性65歳、女性60歳である。年金受給資格要件としての保険期間は、西で最低5年間であるのに対して、東では15年である。年金最高月額は、西で2,796マルク、東で410マルクで、西には物価上昇率に対する自動調整があるが、東では法定方式である。

**母性給付** 産前休暇は、東西とも6週間であるが、産後休暇は西で8週間、東で20週間であるから、合計すると14週間と26週間である。その後も引き続き育児休業をとることができるが、西で8週間について純所得と企業からの補助が

保障される。東では、純所得に見合う育児休暇保障は32週間で、さらに第3子以上の場合にはその後26週間まで延長できる。

**児童手当** 西では、第1子から第3子までの50マルク、100マルク、220マルクとなり、第4子以上は240マルクである。東では、第2子まで各20マルク、第3子以上100マルクである。

**休 暇** 西での法定最低有給休暇日は15日であるが、これ以上については労働協約で定めることができる。協約休暇日は平均して26日となっているが、さらに各企業別の協約があり、実際に消化した平均休暇日は29日である。東での休暇日は法定化されており、最低休暇日と同じ18日である。母親が常勤者として交代時間制の職場に勤務している場合には20日となり、同じ条件で3人以上の子供を持つ場合には23日である。交代時間制の職場に勤務していないなくても、3人以上の子供を持つ母親が常勤者ならば21日である。

青少年の最低休暇日数には特別規定があり、西では16歳以下、16歳から17歳まで、17歳から18歳と区別して25日、23日、21日である。東では、18歳までを21日とし、それが見習い訓練生の場合には24日である。

このように、東西の社会保障制度の大枠についてはほとんど差がなく、市場経済体制と社会主義的計画経済体制との相対立する国家・経済体制の国であることを読み取ることができないほどである。ただし、給付金額でみると所得格差と物価水準の差が反映して、西において圧倒的に高い。これに対して、金額給付を伴わない制度保障については、東が充実しているといえよう。

## Ⅱ 統一と社会保障

### 1. 統一条約における社会保障

両ドイツの統一は、旧西ドイツの憲法にあたるボン基本法に基づいて実現した。1949年の基本法制定にあたって、その対象が西側3国管理地区に限定されていたので、最後の146条において「この基本法は、ドイツ国民が自由な決定で決定した憲法が施行される日に、その効力を失う」と定めていた。すなわち、分断国家が再統一した、ないしは、再統一する場合には新憲法を制定することを想定していたのである。

1989年11月にベルリンの壁が崩壊した時点での国際情勢と両ドイツ内の論調では、東の民主化と両ドイツ関係の緊密化が論議されたにすぎない。しかし、東の国境封鎖が崩れたことにより、89年だけで34万4千人が東から西へ流出したのであり、東の国家存続の危機と西への流入の加速を阻止するため、国家統合が不可避となる。基本法146条に基づく統一を目指すすると、両ドイツ分割を決定した4管理国の承認を得るための国際交渉、ならびにすでに両ドイツとも国際連合加盟国であるので、現状の国家体制前提をとした両ドイツ国家間交渉が必要となる。

統合を基本的に国内問題として処理する方法が探られる。旧西ドイツが49年に発足するにあたり、フランスは石炭と鉄鋼の工業地帯ザール地方を切り離し、フランスの関税・通貨地域に組み込んだ。55年、フランスはザール地方を独仏人以外の第三者が就任する欧州高等弁務官の監督下におく政策を提案し、住民投票にかけるが、拒否される。56年新ザール協定が結ばれ、翌年10月までの旧西ドイツ総選挙までにドイツ

に復帰させることに合意する。すなわち、49年に発足した旧ドイツ連邦共和国に属していない地域を吸収・合併するにあたって利用されたのが、基本法23条の「この基本法は、さしあたり、……の諸州に適用される。それは、ドイツの他の領域については、その加入後効力が生じるものとする」と定めた規定である。すなわち、戦前のドイツ国の1地域が基本法を憲法として受け入れ、加入すれば、連邦共和国の州の1つになれることを意味するものである<sup>4)</sup>。

90年3月の東ドイツ総選挙は西ドイツとの合併を承認するものであり、新議会はかつて存在した5州と東ベルリンの復活を決定する。そして、それらが基本法23条に基づき旧ドイツ連邦共和国への加入を申請し、これを連邦議会が承認したのであったから、旧連合国との交渉はあったものの、基本的に両ドイツ統一は国内問題として処理できたのである。国際法上、特殊な地位にあったベルリンについては、連合国が管理権を放棄し、東西ベルリンを合わせて1つの都市州とした。新ドイツ連邦共和国はそれゆえ、旧西ドイツの10州、旧東ドイツの5州、それに統合ベルリン州の16州からなるものである。

旧東ドイツ領の合併に先立ち、まず形成されたのが90年7月の両ドイツ経済・通貨・社会同盟である。所得格差と制度の相違が大きい2つの国家の通貨をまず統一し、1つの経済圏とすることが図られたのであるが、これによって東ドイツから西ドイツへの国民の流出を止めるためであった。原則は、旧西ドイツの社会的市場経済体制を旧東ドイツに適用することであったが、国民の生活権の1つでもある社会保障制度の調整が社会同盟として必要となる。一定の移行措置を手当するものの、原則は旧西ドイツの社会保障制度を旧東ドイツに適用するものであ

った。ただし、この条約の主眼は通貨同盟、すなわち、東のマルクを廃止し、西のマルクを統一通貨とすることによって、ひとつの経済圏を形成することにあったので、東の経済体制や社会保障制度の転換のための具体的な施行規定を、この時点で詳細に定めていない。しかし、西の基本法に東の州が加入することを原則としたのであるから、体制転換の方向は明白であり、東の諸組織が西の国家機関の監督下におかれ、その制度を受け入れることを定めている。すなわち、東の新しい州は西の連邦政府機関を中央政府としたのである<sup>5)</sup>。

同盟条約4章は、社会同盟を定めるものであり、17条は「ドイツ民主共和国では、ドイツ民主共和国の法に相応した団体権、労働協約権、労働争議権、経営組織権、共同決定法、解雇保障が適用される」としている。計画経済の下での労働保障が、市場経済でのそれに転換されることになる。18条は、西の社会保障制度を導入することを定めており、その原則を「年金、疾病、労災、失業保険は、国家の法監督のもとにそれぞれ公法上の自治組織によって施行される」ことになるとしている。すなわち、従来の一元的な国家監督下の社会保険が、西側の多元的管理組織へと移行することになるのである。これに伴い保険拠出金の問題があり、所得格差を考慮して例えば年金保険については、補助金を同年末を期限として与えることも定めている。

国家統一は、10月3日発効の国家統合条約によって完成するのであるが、ここにいたって体制及び制度変更にともなう具体的な法規定が定められる<sup>6)</sup>。国家統合条約は45条よりなり、1条で基本法23条に基づき加入する州を列挙し、2条で統合国家の首都をベルリンと定めるが、政府の所在地については、統合後改めて決定す

るとしているが、91年6月20日の連邦議会によって、ベルリンに決定された。条約には、連邦法を新たに加入する諸州に適用するにあたっての特別規定が、19章にわたって各省の業務範囲ごとに詳細に定められている。

社会保障と最も関係が深いのはいうまでもなく労働・社会省であり、該当する法規定並びに新州の加入によって、必要となる法改正が定められているし、新州での制度変更に伴う移行処置が規定されている。しかし、すでに述べたように、相対立する国家体制の2つのドイツ国家であったが、社会保障給付制度の大枠では非常に類似していたのであるから、東での制度転換は主として管理のための技術的なものであるといってよからう。以下において、幾つかの例を見てみることとする。

計画統制経済から市場経済への移行に伴い新しい制度を導入した分野がある。労働保障として企業組織法や共同決定法が施行されねばならず、また、労働協約の自治のために産業別労働組合が結成されねばならない。計画統制経済体制においては、必要が認められていなかった労働促進法や財形貯蓄法に基づく権利が、新たに与えられることになる。従来公的に低く定められていた家賃が、市場価格に移行するのであるから、西の住宅手当制度が導入される。東では従来ほとんど意味がなかった生活保護のための公的扶助制度が、西の制度にあわせて整備される必要も生まれた。一元的国家管理の下にあった社会保険が、多元的な管理制度に移行することになるので、例えば疾病保険では地域ごとの疾病金庫が設立されねばならない。給付内容が西と同じになるものとして年金、児童手当、母性扶助などがある。これに伴い、新婚家庭扶助と出産手当が廃止されている<sup>7)</sup>。

2つの制度の差を最も身近に経験するのが、東西ベルリンが合併した新ベルリン州であるが、ここでは州労働局が旧東ベルリン市民を対象に様々な広報活動を行っている。例えば、局長名で発行されている社会扶助のための広報紙は、「ベルリンの統一を実際的なものとして実現するという我々共通の目標にとって、市の東の地区の市民の社会保障が重要な役割を果たします。市民の多くは、社会保障の網、その制度と給付について知りません。それゆえ、『社会扶助受給権利者への補助』をテーマとするこの広報紙によって市民の権利についての情報の基礎を与えます」と述べている<sup>8)</sup>。

## 2. 統合ドイツ経済

両ドイツ統合によって、ドイツ経済の規模と構造が大きく変化した。まず、国土面積が西の24万9千平方メートルと東の10万8千平方メートルで35万7千平方メートル、人口も6,171万人と1,667万人で7,838万人となり、イギリス、フランス、イタリアがそれぞれ人口5千7百万前後のヨーロッパで、大きな差をつけるようになる。ちなみに、1988年におけるドル換算での国民総生産は、旧西ドイツ1兆1,288億ドル、フランス8,767億ドル、イギリス6,888億ドル、日本2兆3,873億ドルであった。

国民総生産をマルクの名目価格でみると、西で1990年が2兆4,250億マルク、1991年が予測で2兆5,970億マルク、東で1990年が2,380億マルク、1991年で2,360億マルクであるから、統一ドイツ経済の国民総生産は2兆6,640億マルクと2兆8,330億マルクとなった。すなわち、名目対前年度比成長率は、西で7.1%、東で-1.2%，統一ドイツ経済で6.3%が予測されている。この結果、西と東の比率は、人口で73:27

表2 ドイツの国民総支出  
(1991年、単位: 10億マルク)

	旧西ドイツ	旧東ドイツ	全国
民間最終消費	1,369.5	185.0	1,554.5
政府最終消費	476.5	79.0	555.5
総固定資本形成	565.5	61.0	626.5
在庫	24.0	20.0	44.0
対外経常余剰	162.0	-109.5	52.5
内輸出	971.5	48.5	1,020.0
内輸入	809.5	158.0	967.5
国民総生産	2,597.5	235.5	2,833.0

出典: Arbeitsgemeinschaft deutscher wirtschaftswissenschaftlicher Forschungsinstitute : Die Lage der Weltwirtschaft und der Deutschen Wirtschaft im Frühjahr 1991, 25. 4. 1991.

であるのに対し、国民総生産で91:9となり、西は東に対し人口で3.7倍、国民総生産で11倍となる。

当然その経済構造は、東西において大きく異なる。産業の就業構造についてはすでに触れたところであり、今後特に東でのそれは変化するものと予測されているので、国民総支出について概観してみよう。

まず目につくのは、人口と比較して小さいが、約10分の1にすぎない経済力からは大きな民間および政府最終消費であり、投資を意味する固定資本形成は約10%である。東の対外経常余剰は大幅な赤字であり、この結果、統一ドイツの経常余剰は前年の1,059億マルクから半減する。これは対外債権の減少を意味し、外国資本の旧東ドイツ地域への投資を訴えるドイツの政策を裏付けている。91年度の対前年比成長率の項目別寄与度を算出してみると、この状況が一層明白となる。旧東ドイツでは、マイナス1.2%の成長となっているが、民間と政府の最終消費はそれぞれ4%，固定資本形成は5.4%になっているばかりか、在庫が12.5%，経常余剰が27.1

%と異常なまでな数値となる。旧東ドイツ地域での経済構造のアンバランスが反映しているといえよう。

西における資本形成と政府最終支出の増大は、両ドイツ経済の統一の費用に関わる部分が大きいと考えることができる。統一の費用に関しては様々な試算があるので、ここでは立ち入らないこととするが、費用項目として金額が大きいのは、旧東ドイツで遅れていたインフラストラクチャー整備としての住宅、道路、交通、環境、エネルギーなどであり、これに社会保険制度の導入に基づく補助金や雇用者の再教育費などであるから、直接政府の経済活動に関わる部門がほとんどである<sup>9)</sup>。

これに対して、計画経済から市場経済への転換過程にある東の新しい州では、西の制度に基づき導入される租税制度での収支見込みが立た

ない現状にあるので、連邦政府補助金及び西の諸州からの財政調整金に依存することになる。それゆえ、公共財政においても東西のアンバランスが見られる。

1991年の公共財政歳入、歳出をみると、ドイツ全体に占める旧東ドイツの割合は租税収入で6.1%，社会保険収入で11.3%となり、歳入全体で14.2%である。これに対して、政府消費と投資が14.2%，移転支出が19.9%となり、歳出全体で17.0%である。1991年の歳出赤字はドイツ全体で1,135億マルクと見積られており、このうち旧東ドイツは30.3%を占めている。なお、旧東ドイツでの歳入でその他の収入、歳出での移転支出は両ドイツ間での移転であり、全国では純額が表示されている。

統合ドイツ経済にとって、旧東ドイツ吸収費用は大きな負担となっており、特に社会保障費については制度の統一よりも給付金額の面で旧西ドイツの負担とならざるをえない。端的な例は、旧西ドイツと同一の金額給付を保障する年金や社会扶助であろう。旧西ドイツの多元的管理制度のもとでは、旧東ドイツ市民の年金保険積立が問題であるし、従来ほとんど意味がなかった社会扶助を管理する地方自治体の財政負担が旧東ドイツの新しい州で生まれてくる<sup>10)</sup>。

旧東ドイツ地域での経済再建は遅れており、公営企業の解体と民営化も90年8月時点においては19%しか達成していない<sup>11)</sup>。これが、失業問題を大きくしている原因となっている。労働保障と所得保障の面からも統合ドイツ経済が大きな負担を負っているのが現状であるから、旧東ドイツ地域への投資促進と雇用状況の改善が、今後の経済政策の基本目的になっていることは社会保障財政の観点からも必然なのである。

表3 政府の歳入と歳出  
(1991年、単位: 10億マルク)

	旧西ドイツ	旧東ドイツ	全國
歳 入			
租 税	639.5	42.0	681.5
社会保険負担	448.5	57.5	506.0
営業収入	35.5	0.0	35.5
その他の収入	27.0	103.0	50.5
資産移転	7.5	0.0	7.5
歳 入 計	1,158.0	202.5	1,281.0
歳 出			
最終消費支出	476.5	79.0	555.5
支払利息	72.0	6.0	78.0
移転支出	612.5	133.0	666.5
家 計	402.0	89.0	491.0
企 業	54.5	40.0	94.5
対 外	156.5	4.5	81.0
資産移転	34.0	10.0	44.0
純投資	41.5	8.5	50.0
歳 出 計	1,236.5	236.5	1,394.0
財政収支況	-78.5	-34.0	1,473.0
			-113.0

出典: 表2と同じ。

## 注

- 1) K. アンドレアス他著, 『ドイツ経済の金融政策』大西他訳, 文眞堂, 1991年, はしがき。
- 2) BM. f. innerdeutsche Beziehungen : *Zahlerspiegel, BRD-DDR : ein Vergleich*, 1985.
- 3) ibid.
- 4) 大西健夫「経済統合からみたドイツ問題」, 想想790号, 1990年4月, 52頁。
- 5) Vertrag über die Schaffung einer Währungs-, Wirtschafts- und Sozialunion zwischen der BRD und der DDR vom 18. 5. 1990.
- 6) Vertrag zwischen der BRD und der DDR über die Herstellung der Einheit Deutschlands vom 31. 8. 1990.
- 7) BM f. Arbeit und Sozialordnung : *Soziale Sicherheit- auf einen Blick*, Dez. 1990.
- 8) Senatsverwaltung für Soziales, Berlin : Merkblatt "Hilfe für Sozialhilfeberechtigte".
- 9) ドイツ統合の費用計算は様々あるが、直接的費用と間接的費用の区分さえ不明確であり、また、近未来の経済動向さえ予測の域を出ないので、ここではいくつかの例を紹介するにとどめる。  
1990年10月3日に発効した国家統合条約の旧連邦共和国与党が8月に提出した草案では、公共財政での統合関係追加歳出額を91年200億マルク、92年150億マルク、93年130億マルク、94年110億マルクとし、これは統合後の追加歳入によって十分補填できるものとしていた。

Gesetzentwurf der Fraktionen der CDU/CSU und FDP. Entwurf eines Gesetzes zu dem

Vertrag vom 31. 8. 1990 zwischen der Bundesrepublik Deutschland und der Deutschen Demokratischen Republik über die Herstellung der Einheit Deutschland. Bundestag Drucksach 11/7760.

1990年10月10日時点での民間の試算として、EC平均の生活条件を整えるとするならばインフラストラクチャー整備投資を含めて2000年までにかかる費用を見積ったものがあり、次のようにになっている。すなわち、年間平均1,000億マルクを必要としているのである。

## 統合費用試算(1990~2000年)

(単位: 10億マルク)

社会保険補助	100
職業再教育	20
住宅、都市再開発	200
環境・公害対策	200
エネルギー整備	155
交通・通信	230
信託公社	40
その他の	89
計	1,034

Suhr, H. : *Was kostet uns die DDR?*, 1990, S. 92.

- 10) 社会保障研究所編『西ドイツの社会保障』, 1989年, 49頁。
- 11) Sachverständigenrat : *Jahresgutachten 1990/91*, S. 464.

(おおにし・たけお 早稲田大学教授)